

春日部市こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

春日部市こども医療費の助成に関する条例（平成１７年条例第９６号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項に対応する改正後の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の項を削る。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあっては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(定義) 第２条 (３) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護している<u>もの</u>をいう。 (対象者) 第３条 医療費の助成の対象となる者は、春日部市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるこども（以下「対象となるこども」という。）の<u>保護者（次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。次項において同じ。）であり、かつ、当該対象となるこどもの主たる生計維持者（以下「対象者」という。）とする。</u> (５) 児童福祉法第７条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る国民健康保険法による世帯主若しくは医療保険各法（国民健康保険法を除く。）による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者 ２ 前項の規定にかかわらず、対象となるこどもと生計を同じくする保護者のうちいずれか一の者が当該対象となるこどもと同居しているとき（当該いずれか一の者が、当該対象となるこどもと生計を同じくするその他の保護者と生計を同じくしないときに限る。）は、当該同居している保護者を主たる生計維持者とみなして対象	(定義) 第２条 (３) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護している<u>主たる生計維持者</u>をいう。 (対象者) 第３条 医療費の助成の対象となる者は、春日部市に住所を有し、医療保険各法による被保険者又は被扶養者であるこども（以下「対象となるこども」という。）の<u>保護者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。</u>

者とする。 (助成) 第4条 市長は、<u>対象者が対象となるこども</u>に係る一部負担金を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。 (受給資格の登録) 第5条 医療費の助成を受けようとする<u>対象者</u>は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請に基づき、医療費の助成対象と認定し、登録したときは、当該申請をした<u>対象者</u>に対し受給資格証を交付するものとする。 (助成の方法等) 第6条 医療費の助成は、<u>前条第2項の規定による受給資格の登録を受けた者</u>(以下「<u>受給資格者</u>」という。)の申請に基づいて行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市は、対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を<u>受給資格者</u>に代わって当該医療機関等に支払うことができる。 3 前項の規定による支払があったときは、当該<u>受給資格者</u>に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。 (届出の義務) 第8条 <u>受給資格者</u>は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。	(助成) 第4条 市長は、<u>保護者が前条の対象となるこども</u>に係る一部負担金を支払った場合において、当該支払額を助成するものとする。 2 前項の規定による対象となるこどもに係る一部負担金は、当該各号に定めるところによる。 (1) 満15歳に達した日の属する年度の末日までの入院に係る一部負担金 (2) 満7歳に達した日の属する月の末日(当該日において、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定により就学義務を猶予されている学齢児童(小学校就学の始期から就学義務を猶予されている学齢児童に限る。)のうち、病弱、発育不完全及びそれに準ずる状態による事由のため就学困難と市長が認めた者については、当該就学義務猶予期間の末日)までの通院に係る一部負担金 (受給資格の登録) 第5条 医療費の助成を受けようとする<u>保護者</u>は、規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。 2 市長は、前項の規定による申請に基づき、医療費の助成対象と認定し、登録したときは、当該申請をした<u>保護者</u>に対し受給資格証を交付するものとする。 (助成の方法等) 第6条 医療費の助成は、<u>対象となるこどもの保護者</u>の申請に基づいて行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、市は、対象となるこどもが市長の指定する医療機関等で医療を受けたときは、一部負担金を<u>受給資格の登録を受けた者</u>に代わって当該医療機関等に支払うことができる。 3 前項の規定による支払があったときは、当該<u>受給資格の登録を受けた者</u>に対し、こども医療費の支給があったものとみなす。 (届出の義務) 第8条 <u>受給資格の登録を受けた者</u>は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第4条第1項、第5条、第6条及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日部市こども医療費の助成に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。